

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）細則

新旧対照表

改正後	現行
<p data-bbox="91 400 1095 488">「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）細則</p> <p data-bbox="91 549 293 580">1～4 （略）</p> <p data-bbox="91 644 573 676">5. ガイドライン第13の8関係</p> <p data-bbox="125 692 1095 772">いわゆる病腎移植の臨床研究の実施に際し、対象疾患についてはガイドラインにおいて特段制限していないこと。</p> <p data-bbox="125 788 1095 916">個別の臨床研究の実施に際しては、臨床研究を行う者等が、<u>「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」</u>に規定する事項を遵守し、実施するものであること。</p>	<p data-bbox="1122 400 2107 488">「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）細則</p> <p data-bbox="1122 549 1323 580">1～4 （略）</p> <p data-bbox="1122 644 1603 676">5. ガイドライン第13の8関係</p> <p data-bbox="1155 692 2107 772">いわゆる病腎移植の臨床研究の実施に際し、対象疾患についてはガイドラインにおいて特段制限していないこと。</p> <p data-bbox="1155 788 2107 916">個別の臨床研究の実施に際しては、臨床研究を行う者等が、<u>「臨床研究に関する倫理指針」</u>に規定する事項を遵守し、実施するものであること。</p>